



# 山形県公報

平成20年1月22日(火)  
第1910号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....(庄内総合支庁福祉課)...51  
 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(同)...同  
 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(同)...52  
 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....(河川砂防課)...同  
 平成14年12月県告示第1284号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正.....(同)...53

### 教育委員会関係

#### 告 示

山形県教育委員会1月定例会の招集.....54

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出.....(商業経済交流課)...同  
 同.....(同)...55

## 告 示

### 山形県告示第52号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成20年1月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護療養型医療施設の名称    | 所在地              | 辞退の効力発生年月日 |
|-------------------|------------------|------------|
| 医療法人社団山形愛心会庄内余目病院 | 東田川郡庄内町松陽一丁目1番地1 | 平成19.12.31 |

### 山形県告示第53号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年1月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地 | 事業所の名称及び所在地      | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日      |
|---------------------|------------------|-----------|------------|
| 医療法人社団山形愛心会庄内余目病院   | 東田川郡庄内町松陽一丁目1番地1 | 短期入所療養介護  | 平成19.12.31 |

## 山形県告示第54号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年1月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地 | 事業所の名称及び所在地      | 介護予防サービスの種類  | 廃止年月日      |
|-----------------------|------------------|--------------|------------|
| 医療法人社団山形愛心会庄内余目病院     | 東田川郡庄内町松陽一丁目1番地1 | 介護予防短期入所療養介護 | 平成19.12.31 |

## 山形県告示第55号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、土木部河川砂防課及び当該区域を所管する総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成20年1月22日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 (1) 区域の名称 観音寺

## (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から18号までを順次結んだ線及び標柱1号と18号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 | 市 | 町 | 村 | 大 | 字 | 字 | 地 | 番 | 標 | 柱        | 番 | 号        |    |         |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----------|---|----------|----|---------|
| 最 | 上 | 郡 | 鮭 | 川 | 村 | 庭 | 月 | 切 | 欠 | 2976 - 2 | 地 | 先        | 1  | 号       |
|   |   |   |   |   |   |   | 切 | 欠 | 上 | ノ        | 野 | 2830     | 2  | 号から4号まで |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 2831 - 1 |   |          | 5  | 号       |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 2835     |   |          | 6  | 号       |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 2837 - 3 |   |          | 7  | 号       |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 2839     |   |          | 8  | 号及び9号   |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 2839 - 1 |   |          | 10 | 号       |
|   |   |   |   |   |   |   | 観 | 音 | 寺 | 2827 - 2 |   |          | 11 | 号       |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 2827 - 4 |   |          | 12 | 号及び14号  |
|   |   |   |   |   |   |   | 切 | 欠 | 上 | ノ        | 野 | 2836 - 1 | 13 | 号       |
|   |   |   |   |   |   |   | 観 | 音 | 寺 | 2828     |   |          | 15 | 号       |
|   |   |   |   |   |   |   | 切 | 欠 |   | 2829     |   |          | 16 | 号       |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 2829地先   |   |          | 17 | 号       |

|  |  |  |  |             |     |
|--|--|--|--|-------------|-----|
|  |  |  |  | 2976 - 1 地先 | 18号 |
|--|--|--|--|-------------|-----|

## 2 (1) 区域の名称 小名部(1)

## (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村 | 大 字   | 字   | 地 番     | 標 柱 番 号 |
|-------|-----|-------|-----|---------|---------|
| 鶴 岡 市 |     | 小 名 部 | 越 沢 | 117 - 1 | 1号及び2号  |
|       |     |       |     | 115 - 1 | 3号及び4号  |
|       |     |       |     | 99 - 1  | 5号      |
|       |     |       |     | 103 - 9 | 6号      |
|       |     |       |     | 111     | 7号      |
|       |     |       |     | 110 - 3 | 8号      |

## 山形県告示第56号

平成14年12月県告示第1284号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成20年 1月22日

山形県知事 齋 藤 弘

第5項第2号を次のように改める。

## (2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村   | 大 字   | 字       | 地 番        | 標 柱 番 号  |
|-------|-------|-------|---------|------------|----------|
| 最 上 郡 | 舟 形 町 | 舟 形   | 木 友 沢   | 2387 - 1   | 1号から3号まで |
|       |       | 富 田   | ア ケ ビ 沢 | 2387 - 113 | 4号       |
|       |       |       |         | 2018 - 14  | 5号       |
|       |       | 長 者 原 | 小 松     | 939 - 1    | 6号       |
|       |       |       |         | 939 - 6    | 7号から9号まで |
|       |       | 舟 形   | 木 友 沢   | 647 - 4 地先 | 10号及び11号 |
|       |       |       |         | 645        | 12号及び13号 |

|  |  |  |  |          |            |
|--|--|--|--|----------|------------|
|  |  |  |  | 2387 - 1 | 14号から17号まで |
|--|--|--|--|----------|------------|

## 教育委員会関係

### 告 示

山形県教育委員会告示第1号

山形県教育委員会1月定例会を次のとおり招集した。

平成20年 1月22日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

- 1 招集の日時 平成20年 1月24日（木）午後 2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目 8番 1号  
山形県庁舎教育委員室

3 議 題

- (1) 学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について
- (2) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について
- (3) 山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 山形県スポーツ振興審議会委員の委嘱（任命）について
- (5) 教職員の人事について

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに尾花沢市役所において平成20年 5月22日まで縦覧に供する。

平成20年 1月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
北村山ショッピングプラザ  
尾花沢市大字尾花沢字下新田1359番 3 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ジョイ 山形市あこや町二丁目 1番30号  
代表取締役 阿部 恵  
株式会社野川食肉食品センター 天童市老野森三丁目 3番 1号  
代表取締役 野川 勝弘
- 3 変更する事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）

| 小売業を行う者 | 開 店 時 刻   | 閉 店 時 刻   | 備 考                               |
|---------|-----------|-----------|-----------------------------------|
| 株式会社ジョイ | 午前 9 時30分 | 午後 7 時30分 | 年間60日は午前 6 時開店<br>年間120日は午後 8 時閉店 |
| 押切 信彦   | 24時間      |           |                                   |

|                    |           |           |  |
|--------------------|-----------|-----------|--|
| 株式会社野川食<br>肉食品センター | 午前 9 時30分 | 午後 7 時    |  |
| 株式会社あじま<br>ん本舗     | 午前10時     | 午後 6 時30分 |  |

（変更後）

| 小売業を行う者            | 開 店 時 刻   | 閉 店 時 刻   | 備 考            |
|--------------------|-----------|-----------|----------------|
| 株式会社ジョイ            | 午前 7 時    | 午後10時     | 年間60日は午前 6 時開店 |
| 押切 信彦              | 24時間      |           |                |
| 株式会社野川食<br>肉食品センター | 午前 9 時30分 | 午後 7 時    |                |
| 株式会社あじま<br>ん本舗     | 午前10時     | 午後 6 時30分 |                |

## 4 変更年月日

平成20年 1月 7 日

## 5 届出年月日

平成19年12月27日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年 5月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成20年 5月22日まで縦覧に供する。

平成20年 1月22日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージョイ南館店  
山形市南館五丁目1097番 1

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ジョイ 山形市あこや町二丁目 1 番30号  
代表取締役 阿部 恵

## 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）

| 小売業を行う者 | 開 店 時 刻   | 閉 店 時 刻   | 備 考                               |
|---------|-----------|-----------|-----------------------------------|
| 株式会社ジョイ | 午前 9 時30分 | 午後 7 時30分 | 年間60日は午前 6 時開店<br>年間120日は午後 8 時閉店 |

(変更後)

| 小売業を行う者 | 開店時刻 | 閉店時刻    | 備考              |
|---------|------|---------|-----------------|
| 株式会社ジョイ | 午前7時 | 午後8時45分 | 年間60日は午前6時15分開店 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時15分から午後7時45分まで。ただし、年間60日は午前5時45分から午後8時15分まで。

(変更後) 午前6時45分から午後9時まで。ただし、年間60日は午前6時から午後9時まで。

4 変更年月日

平成20年1月15日

5 届出年月日

平成20年1月9日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年5月22日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見